

**香川県奨学のための給付金対象及び給付額確認シート【専攻科生用】【提出用】**

令和8年7月1日現在、保護者等は香川県内にお住まいですか？

はい → **いいえ** → 保護者等がお住まいの都道府県にお問い合わせください。

令和8年7月1日現在、高校生等は学校に在籍していますか？

はい → **いいえ** → 該当しません  
(休学等の場合は「6 お問い合わせ先」まで連絡してください。)

保護者等全員の「道府県民税所得割」及び「市町村民税所得割」の合算額(以下、「所得割合算額」という。)が非課税ですか？

はい → 「非課税世帯」の給付額です。

いいえ → 保護者等全員の所得割合算額が105,500円未満ですか？

はい → 「所得割合算額が105,500円未満世帯」の給付額です。

いいえ → 保護者等全員の所得割合算額が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いますか？

はい → 「合算額が264,500円未満であり扶養する子が3人以上世帯」の給付額です。

いいえ → 該当しません

| 必要事項を記入し、給付額の該当欄に○をしてください。       | (高校生等) <b>看護専攻科 2 年 3 組 ◇ 番 氏名 綾 川 一 郎</b> |   |         |         |  |         |
|----------------------------------|--------------------------------------------|---|---------|---------|--|---------|
|                                  | 新制度                                        |   |         | 旧制度     |  |         |
|                                  | 国公立                                        |   | 私立      | 国公立     |  | 私立      |
| 非課税世帯                            | 50,500円                                    |   | 52,100円 | 50,500円 |  | 52,100円 |
| 所得割合算額が105,500円未満世帯              | 16,830円                                    | ○ | 17,370円 | 10,100円 |  | 10,420円 |
| 所得割合算額が264,500円未満であり扶養する子が3人以上世帯 | 12,630円                                    |   | 13,030円 | 10,100円 |  | 10,420円 |

【新制度】 日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。

日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち、小学校、中学校及び高校等を卒業した者であって、高校等専攻科の修了後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

【旧制度】 上記①～⑦のいずれも該当しない者。